

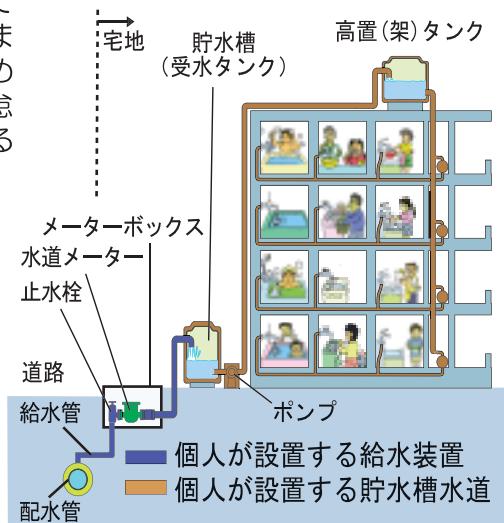
貯水槽水道の管理は大丈夫ですか

受水タンクから先の水質および施設の管理は設置者および管理者の責任です

ビルやアパート、マンションなどでは、貯水槽水道が広く用いられています。これは水道水を受水タンクにためて給水する方法で、日ごろの管理を怠ると思いかねない水質汚染につながる恐れがあります。

受水タンクの容量が10立方メートルを超えるもの(簡易専用水道)は、法で管理が義務付けられています。10立方メートル以下のもの(小規模貯水槽水道)も、法に準じた管理が必要です。

受水タンクから先の水質および施設の管理は、設置者および管理者の責任です。管理状況について年1回の検査を受けるようにしましょう。



このような汚染事故が報告されています。

- タンクのひび割れから汚水が流入した。
- タンクのふたが開いて虫や鳥のふんなどが入った。
- 通気孔やオバーフロー管の防虫ネットが無くて、受水タンクや高置(架)タンク内にボウフラが発生して蛇口から出てきた。
- 掃除をしないため、水あかやさびなどがたまっていた。

水道局では、小規模貯水槽水道に対し、受水タンクの簡易点検を無料で実施し、法に準じた管理がなされるよう助言、指導をおこなっています。

受水タンク簡易点検については

水道局給水課修繕係 電話821-3251へ

貯水槽水道の管理については

高知市保健所生活食品課生活環境係 電話822-0588へ



（お願い）ご面倒ですが、みなさまご自分で穴を開けてください。



● 広報すいどうは資源保護のため再生紙を使用しています。

NEWS CLIP ニュースクリップ

早明浦ダムと風力発電見学

8月5日に実施したバスツアーには抽選でえらばれた親子44名が参加。台風5号がもたらした大雨の影響でダム内部の見学はできませんでしたが、ダム湖を眺めながらダムの構造や役割を学習しました。アメゴのつかみ取りや簡易水質検査などを体験した後、甫喜ヶ峰の風力発電施設を見学しました。



水道週間懸賞で特選・入選

第49回水道週間懸賞の習字の部小学高校学年(応募総数2,312点)で、高知市から2人の小学生が特選・入選にえらばされました。

この懸賞は日本水道新聞社などが共催で「水道週間」(6月1日～7日)にあわせ、図画・習字・標語などを全国から募集しているものです。



お知らせ

春野町のみなさんへ

高知市との合併により、現在お使いの春野町の上水道は、平成20年1月1日から、高知市水道局の上水道となり、水道料金などは、高知市と同じになります。

これに伴い検針は隔月(偶数月)となり、奇数月に2か月分をまとめての請求となります。

また、下水道を利用されている場合には、高知市の下水道使用料をあわせての請求となります。

合併に伴う変更点や料金表などを掲載したパンフレットを作成し、高知市広報「あかるいまち」12月号に折り込んでお配りします。